

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成29年10月27日（金）午前10時
富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席委員（12名）

| | | | |
|-----|---------|------|-------|
| 委員長 | 宇佐神 幸一君 | 副委員長 | 堀本典明君 |
| 1番 | 渡辺正道君 | 2番 | 高野匠美君 |
| 3番 | 渡辺高一君 | 4番 | 早川恒久君 |
| 5番 | 遠藤一善君 | 6番 | 安藤正純君 |
| 7番 | 渡辺英博君 | 8番 | 高野泰君 |
| 10番 | 高橋実君 | 11番 | 渡辺三男君 |

欠席委員（1名）

9番 黒澤英男君

説明のための出席者

| | |
|--------|--------|
| 町長 | 宮本皓一君 |
| 副町長 | 高橋浩一君 |
| 副町長 | 滝沢一美君 |
| 教育長 | 石井賢一人君 |
| 会計管理者 | 三瓶直人君 |
| 参事務課長 | 伏見克彦君 |
| 企画課長 | 林紀夫君 |
| 税務課長 | 小林元一君 |
| 健康福祉課長 | 植杉昭弘君 |
| 住民課長 | 斎藤一宏君 |
| 参事務課長 | 渡辺弘道君 |
| 産業振興課長 | 猪狩力君 |
| 復興推進課長 | 黒沢真也君 |
| 復旧課長 | 三瓶清一君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 参 教 育 事 務 総 課 長 | 石 井 和 弘 君 |
| 拠 点 整 備 課 長 | 竹 原 信 也 君 |
| 参 郡 山 事 支 所 長 | 菅 野 利 行 君 |
| いわき支所長 | 三 瓶 雅 弘 君 |

職務のための出席者

| | |
|-----------------|-----------|
| 議 長 | 塚 野 芳 美 |
| 議 会 事 務 局 長 | 志 賀 智 秀 |
| 議 会 事 務 局 係 長 | 大 和 田 豊 一 |
| 議 会 事 務 局 係 主 任 | 藤 田 志 穂 |

説明のため出席した者

| | |
|--|-----------|
| 常 務 執 行 役 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長 | 大 倉 誠 君 |
| 執 行 役 員 福島復興本社 福島本部 福島原子力補償 相談室長 | 近 藤 通 隆 君 |
| 福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター所長 | 北瀬 裕 明 君 |
| 福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター部長 | 伊 藤 義 寿 君 |
| 福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター部長 | 吉 田 淳 君 |
| 福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター部長 | 小 牧 隆 男 君 |

付議事件

1. 賠償について

2. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（宇佐神幸一君） 始める前に、9番委員から欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

では、これより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。欠席委員1名であります。

説明のための出席者は、福島復興本社、同福島原子力補償相談室並びにいわき補償相談センター担当者の方々であります。職務のための出席者は、町長、議長、副町長、教育長、住民課課長、同課長補佐並びに各課の課長であります。それとともに議会事務局長、庶務係長、庶務主任であります。

本日の委員会は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 異議なしの発言が出ましたので、そのように決します。

暫時休議します。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○委員長（宇佐神幸一君） 再開いたします。

本日は、説明のため福島復興本社代表、大倉誠氏と同福島原子力補償相談室室長、近藤通隆氏、いわき補償相談センター所長以下担当者に出席をいただいております。

なお、出席されている各担当者は、委員のお手元に配付した名簿のとおりでありますので、ご確認ください。

当委員会に町長が出席しておりますので、町長にご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日に開催されました本特別委員会において、委員の皆様から原子力事故による損害賠償に対して質疑があり、その回答について改めて確認すべき点があったことから本日特別委員会を開催する運びとなりました。

賠償は、町民の生活再建にとって最大の関心事であることから、東京電力に対しては町民一人一人に丁寧に耳を傾け、実態に即した賠償支払いが公正かつ速やかに行われることを求めるものであります。

本日は、福島復興本社代表、大倉誠氏、賠償事務の最高責任者である福島原子力補償相談室長、近藤通隆氏、いわき補償相談センター所長の北瀬裕明氏から説明をいただくこととなっておりますので

委員の皆様にも慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

付議事件に入る前に、福島復興本社、大倉誠代表と同福島原子力補償相談室室長、近藤通隆氏に挨拶をいただき、その後各担当者に自己紹介をお願いいたします。

大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 皆さん、おはようございます。復興本社の代表の大倉でございます。

まず、私どもの起こした大きな事故から6年7ヶ月以上が経過しております。今もって町民の皆様また福島県全域、全国の皆様に大変なご迷惑、ご苦労をおかけし続けています。深くおわび申し上げます。

また、先般でございますが、発電所におきましてLCO関連の事象が多発いたしまして、また再び皆さんにご心配をかけることになってしましました。漏出はなかった、海に出たことはなかったと考えておりますけれども、いずれにしても大変なご迷惑、ご心配をおかけしたことをおわび申し上げます。詳しくは、次の委員会でもきちんとご説明申し上げたいと思いますが、本当にご迷惑をかけて申しわけありませんでした。

本日は、賠償のことということでこのような場を設けていただきましてありがとうございます。町長からも先ほどしっかりと進めるようにというご指示のお言葉を頂戴しました。もとより賠償最後の最後までしっかりと進めてまいる所存でございますが、何分私ども至らない点あるいは説明が不足する点あるいはなかなかにわかにご納得いただけない点がまだまだあることは承知をいたしております。本日の場でもご質問いただいてご説明するほか、ご意見も頂戴をいたしまして、しっかりと賠償を進めてまいりたいと存じております。

どうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） おはようございます。私は東京電力で賠償の責任者をしております福島原子力補償相談室長の近藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事故から6年7ヶ月賠償業務に関して私ども一生懸命やってまいりました。ただ、今もなおまだ加害者の立場をわきまえていないというお叱りのお言葉を多々頂戴をしているところでございます。また、きょうもこの場でいろんなご意見、またアドバイスをいただきながらより賠償業務を加速をしてまいりたいと思っておりますので、有益なご示唆をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） では、自己紹介。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　いわき補償相談センターの北瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君）　いわき補償相談センターの伊藤です。よろしくお願ひします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（吉田　淳君）　いわき補償相談センターの吉田です。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（小牧隆男君）　いわき補償相談センターの小牧と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君）　ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。

では、付議事件1、賠償についてを議題といたします。

説明を求めます。説明は、着席のまま説明してください。

いわき補償相談センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　いわき補償相談センターの北瀬でございます。

当社事故から6年半以上が経過いたしましたが、今もって富岡町の皆様、そして広く社会の皆様に大変ご迷惑とご心配をおかけしていますことを改めて心よりおわび申し上げます。

また、本日は、損害賠償に包括した特別委員会を開催していただきまして、委員の皆様を初め関係者の皆様におかれましては、大変お忙しい中まことにありがとうございます。前回9月6日の本委員会におきまして、住居確保損害についてわかりやすく説明してほしいと。特に帰還と移住に伴う費用の扱いについて改めて整理してもらいたいとのお話をいただきましたので、本日はまずお手元の7ページ物の資料に基づきまして、簡単ではございますが、私からご説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目をごらんください。ここでは、住居確保に係る費用のお支払いの対象となる方についてご説明いたします。平成23年3月11日の事故時点におきまして、避難指示区域内にご自身が所有されていた持ち家にお住まいだった方、いわゆるご自宅の所有と居住の個人の方が対象となります。対象の方が新たな住居を確保するに当たりまして、宅地、建物、借地権に係る賠償などのいわゆる財物賠償を超えて発生した費用について、超過分を賠償させていただくものであります。したがいまして、表の左側にございますとおり、財物賠償が未合意の方におかれましては、住居確保に係る費用のご請求をされる前にまず財物賠償のご請求をいただき合意をしていただく必要がございます。財物賠償が合意済みの方は、住居確保に係る費用のご請求が可能となるわけでございますが、その次のステップといたしまして、家財賠償において居住の事実を確認させていただくことになりますので、家財賠償が未合意の方は住居確保に係る費用の請求の前に家財賠償のご請求をお勧めしております。もち

ろん家財賠償の合意がお済みでなくとも住居確保に係る費用のご請求はしていただけます。その場合は、事故時点での居住についての確認を住民票のご提出という形でさせていただいております。

2ページをごらんください。ここでは帰還と移住についてご説明をさせていただきます。住居確保に係る費用の賠償では、ご請求の際にまず帰還もしくは移住を選択していただきます。帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域、これらいわゆる移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方は、移住の選択をお願いしているところでございますけれども、先般復興拠点を整備し、線量の低下状況等を踏まえて避難指示解除を目指す方針が示されたことから、移住だけでなく、帰還についてもご選択いただけるよう調整をしているところでございます。また、移住を余儀なくされた区域以外の方でも仕事関係、病院関係、そしてお子様の学校関係等のご事情で移住を選択することが合理的と考えられる場合は、移住のご選択をしていただきます。

合理的とされるご事情の例といたしまして代表的なものを3つお示しいたしましたが、ご家庭ごとにご事情さまざまであると思いますので、お話をよくお伺いして柔軟な対応をさせていただいているところでございます。移住の場合は、移住先住居の再取得に充てる費用等、帰還の場合は帰還先住居の建てかえ、修繕に充てる費用等が対象となります。帰還をされた場合で建てかえに要した解体費用が発生している場合は、住居確保に係る費用とは別に合理的な範囲で実費を賠償させていただきます。

続きまして、3ページをごらんください。住居確保損害の賠償金のお支払いの仕方についてご説明をいたします。先ほども申し上げましたとおり、住居確保損害は宅地、建物、借地権に係る賠償のいわゆる財物賠償を超えて発生した費用についてその超過分を賠償させていただくものでございます。

例として記載させていただきましたのは、財物賠償で既に500万円のお支払いをしていたといたしまして、住居確保損害のご請求をいただくに当たり、その額が例えば300万円の場合では、財物賠償で既にお支払いをさせていただいた500万円を超えていないために住居確保損害としてのお支払いは発生いたしません。お隣ですが、例えば1,000万円のご請求をいただいた場合では、財物賠償で既に500万円のお支払いをさせていただいているので、超過分の500万円が住居確保損害としてのお支払いとなります。そして、例えば1,500万円の請求をいただいた場合では、このケースでは賠償上限金額が1,200万円という設定になっておりますことから、その1,200万円から財物賠償で既にお支払い済みの500万円を差し引いた700万円が住居確保損害としてのお支払いとなります。上限金額を超過した300万円分については、賠償のお支払いの対象外となるわけでございます。

続きまして、4ページでは、対象となる費用についてご説明をさせていただきます。移住に伴う住宅、宅地の購入費用、それから帰還に伴う住宅の建てかえ、修繕工事費用のほかにも下に例として記載させていただいております住居の確保に係る費用についても対象とさせていただいております。具体的には、移住先の借家の家賃、老人ホームの入居費用、復興支援住宅の家賃、事故以降既に負担している住宅、宅地の購入費用、事故以降既に負担している住宅の建てかえ及び解体費用。この解体費用でございますが、帰還を選択された場合の建てかえに要した解体費用につきましては、賠償上限金

額とは別にお支払いをさせていただいております。そして、居住される建物と同一敷地内の倉庫、納屋の新築費用等ということでございます。同一敷地外の場合でありましても場合によっては対象となる場合がございますので、個別にお話を伺って対応させていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、これらについても全て原則として居住を目的としたものであることが条件ということでありまして、ご請求金額のうちお支払い済みの財物賠償金額を超過した金額を賠償上限金額の範囲内でお支払いさせていただいております。

5ページをごらんください。解体費用の賠償について2つの例に基づきましてご説明いたします。まず、帰還を選択されて従前の住居の建てかえをされた場合の例についてでございます。このケースでは、財物賠償お支払い後の賠償可能金額が例えば1,100万円あったといたしまして、従前の建物解体費用が400万円、建てかえ費用が600万円かかりご請求をいただくケースだといたします。まず、解体費用ですけれども、帰還を選択された場合の解体費用は、先ほども申し上げましたとおり、賠償可能金額とは別枠で費用をお支払いいたします。なお、解体費用につきましては、1建物につき1回のご請求とさせていただいております。建てかえ費用の600万円につきましては、賠償可能金額内でありますので、今回のご請求に対してのこの場合のお支払いは賠償可能金額とは、別枠でお支払いする先ほど申し上げました解体費400万円プラス賠償可能金額の中からの建てかえ費用600万円ということで、お支払いとしては合計1,000万円ということになります。そして、その後の残額、賠償可能残額は500万円ということになるわけでございます。

次が移住を選択され、従前の住居の建てかえをされた場合の例についてです。このケースでは、財物賠償支払い後の賠償可能金額が1,400万円あるといたしまして、従前の建物解体費用が400万円、建てかえ費用が600万円かかったご請求をいただくというケースでございますが、本ケースでは移住を選択されたために解体費用については別枠でのお支払いとはならず、賠償可能金額の範囲内からのお支払いとなるために、建物解体費用の400万円、建てかえ費用の600万円、合計1,000万円のお支払いとなりまして、それが1,400万円からということになりますので、残額が400万円と、こういうことになります。

6ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、帰還を選択された後に帰還建てかえをされる世帯とご事情によって移住、住宅購入をされる世帯に分かれる場合についてご説明をいたします。このケースでは、財物賠償お支払い後の賠償可能金額が1,500万円あるといたしまして、帰還されるための金額として従前の建物の解体費用が300万円、建てかえ費用が1,000万円、移住するための金額として住宅の購入費用について500万円の請求をいただいた場合でございます。このケースでは、建物解体費用は、当初に帰還をご選択させていただいたため、賠償可能金額とは別枠でその費用300万円をお支払いし、建てかえ工事費用1,000万円と住宅の購入費用500万円について、これは賠償可能金額内でのお払いとなりますので、ちょうど1,500万円ということで、その後の賠償可能金額はちょうど全て使い切った形となり、なくなるということになります。

5ページと6ページで具体例として2つのケースをご説明させていただきました。もちろんこのようなケースにそのまま合致しない場合もあると思います。引き続きいわきセンターといたしましても、個別に丁寧にお話を伺いいたしまして、柔軟に対応していくこと。また、ご不明な点につきましては7ページ記載の連絡先へお問い合わせをいただくことにつきまして皆様にも既にご案内を申し上げている次第でございます。電話や窓口だけでなく、ご訪問によるご相談も承っております。

私からの説明は以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） では、説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 前回大倉さんに質問させてもらったのは、住居確保損害ではなくて、私は商工業者の営業損害、こちらのつもりだったのですけれども、何かきょうは的外れというか、住居確保の損害でちょっとぴんと来ないのですけれども、移住を選択された方が解体費実費分となっていますけれども、当町においては希望すれば環境省がやってくれるので、ここは費用は発生しないと私は思います。結局戻らないから更地にしてくださいと言えばお金かかるないから、この図は富岡町においては余り関係ないのではないかなどと思います。

それで、今から質問させてもらうのは、せっかく役員の方が来てもらったので、東京電力の考え方を質問させてください。今東京電力は、原賠審の第4次追補、これをもとに支払いしていると思うのです。ただ、その第4次追補を細かく読ませてもらうと、個別、具体的な事情に応じて相当因果関係にある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象とするとうたってあります。官民合同チームなんかを通じてこういう被害はどうなのだと。その官民というものは、国と東京電力が2人1組で8,000社を回って歩いているのですけれども、そういったところで東京電力は商工業者の悩みをかなり聞いていると思うのです。それにもかかわらず、全く国の後ろに隠れてしまって、指針にないものは払えない、そういうようなスタイルを貫いているのが私どうなのかなと思うのですけれども、結局今は1F構内の廃炉作業、あとは除染作業、もう一つは賠償、これ3本の柱だと思うのです。その3本の柱の中の賠償、これが物すごく私はおくれている、そのようにとっているのです。結局27年2月に将来分として2年分商工業者に払いました。29年から将来3年分は農業と林業、漁業はまだ未定と。なぜ商工業者と農林と漁業とこんなに差があるのか、その辺を教えてもらいたい。

それと、先ほども申しましたが、原賠審の指針以外のものは払う気がないのかあるのか。社長は、被害が続く限りとおっしゃっています。実際被害が続いているのです。近藤さんは、東京電力の本社の賠償の責任者として現地視察、商工業者の悩み、そういったものを聞いて歩いたことがあるかどうか。その辺も教えてください。

それを聞いているのであれば、起き上がりがないでもう商売ができないよと、そういう人もいるのです。そういう人たちにどういう支援策を、賠償をやってくれるのか、その辺も後で教えてください。

まず、そこまでお願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） どうもありがとうございます。

今幾つかご質問をいただきまして、順番にお話をさせていただきますけれども、まず中間指針のお話をいただきました。中間指針4次追補だけではなくて幾つか出ております。私どもは、中間指針を踏まえた対応をしております。中間指針というものは、基本的には損害賠償の一般的な理論をある程度具体化したものでございますので、私ども法律に基づいて、損害賠償の制度に基づいてやっていくということでございます。したがいまして、中間指針にもこれ書いてあるとおり、中間指針というのもかなり抽象的な文句でしか書いてございませんので、それを超えるものを払わないということは当然ございません。ただ、基本的に中間指針をまずもって一般的なものを払い、個別のご事情があればそれを反映していくというのが当然でございまして、実際にもそういったことはしているところでございます。

あと順番が変わりますけれども、要は福島の中の商工業者のいろんな悩み聞いているのかというお話をございます。私も今福島復興本社の一部の損害賠償の部屋でございまして、ちょうど私今もう4年目を迎えます。4年前から福島市に居住をいたしております、そちらで対応しております。

それから、実際私その前もこの事故直後は、いわゆる会社の法務部門において、ずっと損害賠償をやってまいりました。したがいまして、足かけ今もう6年7ヶ月賠償業務をやってきております。その中でももちろん商工業者の福島においてのお話というものは、いろいろ商工会議所、それから商工連合会、いろんなお話を聞いております。それから、いろいろADRだとか裁判だとか、それから直接いただくご請求も全部受けておりますので、そういった中で被害の状況というのもお伺いをしております。もちろん今委員からおっしゃられたとおり、非常に苦しい状態にあるということは、もう重々理解をしております。重々理解をしておりますと私申しますけれども、自分が体験しているわけではないので、その苦しみというものは私が理解しているよりもはるかに重いものだとは思っております。ただ、今苦しみと損害賠償で対応できる部分というものが必ずしも一致しないところがございます。これは、もう制度でございますので、仕方がないことだと思っております。損害賠償の制度ができるところは、一生懸命知恵を絞ってやっていきたいと思っておりますし、そこでかなわないものにつきましてはその他いろんな復興推進の活動を会社としてもやらせてもらっております。まだまだそれでも足りないということになろうかと思いますけれども、そういった両方合わせまして対応させていただきたいと思っているところでございます。特に先ほど営業、それから農業関係、それから漁業関係いろいろ違うではないかというお話を頂戴いたしました。ちょうど商工業関係につきましては、27年、2年前でございますけれども、いわゆるそのときにいろいろ閣議決定等もございまして、いわゆる自立支援策といいましょうか、2年間集中して国もいろいろ支援策を講じていくというお話をござ

ざいまして、国からの指導もございまして、将来分の損害といたしまして2倍相当額をお支払いをしていろいろご対応いただくということで2倍分をお支払いをさせていただいたところでございます。

それから農林業の関係、それから漁業とございました。そもそも私どもが参考としております公共関係の収用のときとかの賠償の基準の中でも商工業、農業で大体2年、3年となっておりまして、そういうことも一つの参考でございますし、また農業関係に関しましては昨年の12月ぐらい、11月でしたか、復興本部長からもちょっと指導もありまして、3倍ということで頂戴をいたしまして、それらもろもろを勘案いたしまして農林業の場合は3倍ということでお支払いをさせていただきました。ただ、農業とか漁業、漁業はまだ一部試験操業始まっておりますけれども、まだまだ本格にはなっていないという状況もございます。農業は、やはり土地から離れられないということもかなりございます。ちょっと状況が違うところもございますので、そういうことも加味して、まだ例えば風評とかが続いているところもございます。そこら辺の違いはご理解いただければと思っています。

そういうことで、いろんな事情を踏まえまして、私ども賠償の枠の中では精いっぱいいろんな知恵を絞って考えていきたいと思います。それからまた、いろいろご請求をいただいて、こちらからご回答をします。例えばお支払いが難しいというようなご返答をさせていただくことはございます。ただ、そのときにもしかしたらまだまだ事情としてこちらが伺っていないこともありますので、そういうやりとりを続けながら最終的な判断をさせていただきたいと考えているところでございまして、特になかなか任意のご請求でいただいたときにはそこが難しいところございますけれども実際にADRの手続とかになりますと、間に入っている仲介委員の方からむしろ的確なアドバイスがあって、それに従って例えば町民の皆様からも新たな自己事情のお話があったりしますので、それによってまた判断ができるということもあります。いずれにしましても、とにかく私ども今社員といいましょうか、私どもの室員にはとにかくまず聞くこと、聞き上手にまずなるということを徹底しているところでございますので、いろいろご事情、本当に面倒くさいかもしれません。邪魔かもしれませんけれども、ご事情はしっかりと伺わせていただいて、それで判断をさせていただいて、もしお支払いできないというときにはしっかりとその理由をご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番。

○6番（安藤正純君） 近藤さんは、6年、7年とキャリアはあるということは今聞きましたけれども、ただ私が聞いたのは、どれだけ今のその立場の仕事に携わったかではなくて、帰還困難区域とかことし解除された富岡町とか浪江町とかそういったところに出向いてどれだけの商工業者が復活しているか、お店を出しているか、そういう実態調査をやっているかということなのです。福島市で郡山とか会津とかああいった人たちの話を聞いているのではなくて、双葉郡に入って真っ赤っかな帰還困難区域の事業者は今どうなっているのだと。そういうところの話を聞いているかという質問です。ちょっとピント合っていないです。

それと、まだまだ。先ほど漁業とか農林とか商工業とか全然全く違うのだよというような説明ですけれども、困難区域で商売やっていた人がどうなっているかを見てもらえば、漁業と全くどこが違うのというのが私の考えです。農林は、土地から離れないという個別の事情があると今言いましたけれども、帰還困難区域の商工業者はその土地に戻りたくても戻れないです。お客様だけではなくて自分自身も戻れないです。移住先でやむなく新天地で商売をせざるを得ないです。そういう人たちにどういう支援。確かに今住居確保損害は支払い上限額というものがあって、その枠の中で家を建てるとか土地を買うとかできるけれども、商工業者が工場を建てる、事務所を建てる、お店をつくる、パーマ屋、床屋、魚屋、肉屋、自転車屋、いろんな業種の人がいます。そういう人が新天地でお店を出すために支払い上限額というものがありますか。ないでしょう。東京電力の時価額の範囲で自立でやるしかないでしょう。あなた方は、その部分を国任せなのです。国の被災者支援事業任せなのです。それだって完璧ではないのです。12市町村内であれば面倒見ると。12市町村で入っていなければまたは県外であれば面倒見てもらえないのです。東京電力は何を見ているの。私は、6年、7年やっていませんではないです。

この前県で借り上げ住宅賠償を30年3月を1年延長しました。その後私はすかさず東京電力もそれに右倣えで延長してくれるものと思っていました。東京電力は何をやっているのだと。被災者をどこまで見ているのだと。全く見ていないでしょう。官民合同チーム発足してから何年たつの。その中に東京電力の社員いるのだ。

先ほど近藤さんから聞き上手と。聞き上手というものは、また別な言い方をすると聞き流すです、聞き流す。聞いたけれどもやらない。それでは何にもならないのだ。聞いてどのように反映させるかもう一度きっちり話してください。

○委員長（宇佐神幸一君） ちょっとお待ちください。

今回委員会としては、今の現状からこれからについてのそれに対しての補償ということで今回開いたこともございますので、その点もはっきりとお答えいただくとともに、できるだけ短く、簡素化をお願いいたします。

近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 今ご質問が幾つかございましたので、では簡潔に答えさせていただきます。

現状をしっかりと認識していないではないかと。それはおっしゃるとおりだと思います。私もできる範囲でやっておりまして、また私の相談室だけではなくて、今復興本社の中にいろんな部隊がありまして、いろんなところでいろんな話を聞いている。それを共有しているところでございます。その限りで今やっているところでございまして、さらに今後皆様の現状をさらに聞いて対応させていただきたいと思っております。

それから、今商工業者、住居確保と違ってプラスアルファ的なものがないではないかというお話し

ただきました。先ほど申し上げたとおり、今損害賠償の枠組みの中で一生懸命考えているところでございます。住居確保につきましては、ある意味中間指針というもので認められましたので、実際の一般の損害賠償では出ないところがある程度中間指針でプラスアルファというところで住居確保については認められたというところでございます。ちょっとそういう意味では、商工業者に対してはそういうといったものがないということで大変申しわけございませんが、損害賠償としてはそこまでしかできないとすれば、その後のところ、本当にその方々がまた再興して復興していただけるというところへのご協力というものを今のところ私どもも復興推進というものについてやっておりますけれども、まだまだできることはあろかと思っております。それにつきましてはいろいろご意見を賜りながら、あと私どもだけではできないところは、特に皆様、それから国とか県とかと協力しながらやっていきたいと考えております。

それから、家賃の件でございます。家賃は今後どうなるのだというお話ですけれども、大変申しわけございません。こちらにつきましては、私ども29年の末までということで2年前にこちらで発表させていただきまして、きょうの段階ではそれと変わることろはないお答としては用意はできておりませんけれども、そういうことでご理解を賜ればと思っております。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 聞き流すではダメです。聞いてちゃんと反映させる。そういうことをやってもらわないと何のために来てもらったのだとわからぬから。

指針、指針と言いますけれども、その指針の中に書かれているのは、指針に示されていなくても実際に相当因果関係があって賠償が認められるものと書かれているのです。そういう中で住居確保損害は指針にあるけれども、事務所確保損害は指針にないからと今おっしゃっていますけれども、だから本気で東京電力はこの汚染対策、廃炉対策とか除染は環境省に任せきり。この賠償も本気でやる気があるのかどうか、その辺がちょっと疑問を感じます。福島の復興なくして、東京電力の会社の宿命だと言っていますけれども、本気にそう思っているのかどうか。言葉だけ先行して、マスコミ受けするように被害が存在する限り賠償しますよと言っているけれども、聞いて歩いているけれども、全然やっていないというのが現状だから、その辺をきっちり考えてください。

それと、私は賠償、賠償で賠償金をくださいと言っているのではなくて、なりわいの復活。最近裁判ありました。裁判あって、結局福島地裁とか千葉地裁、前橋地裁、これは全部同じ内容ではないけれども、ただ同じだったところは東京電力の責任はこの3地裁とも認めているのです。国の責任というものは、1カ所だけはちょっとバッテンのところありましたけれども、裁判所でも東京電力は責任ありと認めているのです。そういうことを考えれば、指針にないからできないというのは、これはちょっと違うなと私は思います。

そのなりわいに戻りますけれども、やはり帰還困難区域とか4月1日に解除されたところの商工業者、なかなか今立ち上がれないでいます。そういうところに対して、国、県はこういう支援します

よと。それで、東京電力はこうしますよと。本人もこういう努力してくださいと。こういうような枠組み、こういうような提案、これも考えてください。私は、全部国がやってくれ、全部東京電力がやってくれではないです。私も努力してやりますから、富岡に出したと同じような、いわきに出しても東京に出しても北海道に出しても立ち上がるような背中を押す作業、これは住居確保損害並みとはいかなくても、国が3分の1、東京電力が3分の1、本人が3分の1とか、これ例え話ですけれども。そういう視点に立って物事考えられませんか。その辺お願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君）　ありがとうございます。

まさに今委員のおっしゃったとおりだと私は思っております。被害を受けられた方から見れば、その被害をまず填補して今後自立していくというものに対しての支援なり賠償なりというものは、誰がやるか、どこがどうだ、そういった話ではなくて、トータルとしてそれが達成されなければいけないと思っております。

今のところ本当に大変申しわけないところございます。会社だとか県だとか国だとか、縦割りと言つては変ですけれども、こういったようになっているのではないかなと思っているところもございます。今後ますますそのあたりの連携をしっかりと、とにかくそれでポテンヒットのないように、すき間があつてポテンヒットがあるといけません。そのあたりはしっかりと連携をとってやっていきたいと思います。

それから、先ほどちょっとお叱り頂戴しました聞き上手は聞き流しているだけではないかと。本当にそうとられているとすれば、本当に私どもの力が足りないところであると思っております。先ほど申し上げたとおり、いわゆるとにかく福島のこっちにいますとやっぱり被害者に寄り添わなければいけない、どんどん寄り添う。でも、一方で制度の中でもやらなければいけない。ここで私なんかも個人的には板挟みというか悩んでいるところではございます。しかし、その中でも精いっぱい考えていきたいと思っておりますので、これなかなか言葉だけで信用されないかもしれませんけれども、これは私の決意ということできょうこの場で述べさせていただきたいと思っております。

○委員長（宇佐神幸一君）　ほかに質疑受けます。

4番委員。

○4番（早川恒久君）　私も今回営業損害の説明もあるのかと思って来たのですけれども、なかつたので質問させていただきたいと思うのですが、平成27年3月以降の賠償についてなのですけれども、まずは将来分の損害をお支払いするということで2倍相当額という2倍、農業3倍ということなのですが、ちょっとこの辺腑に落ちない点が我々町民、商工業者としてあるのですけれども、なぜ2倍とか3倍とかにしたのか。その根拠を知りたいのです。

本来であれば、皆さん町民は富岡町は6年間避難指示で外に出ていた、避難していたわけです。ですから、当然6年間の賠償は逸失利益6年分は出るものだと思っていたわけです。それが突然2年分

ではなくて2倍という文言になったことについてちょっと納得できないので、その辺どうして2倍、3倍なのか。商工業者の2倍でいいです。その辺の説明を詳しく教えていただきたいのですけれども

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） それでは、なかなかその被害を受けられた方のお気持ちにはそぐわないかもしれません、この制度についてご説明をさせていただきたいと思います。

もともと一つの参考としまして、営業の損害が、中間指針にも書いてありますけれども、当然逸失利益はお支払いすると。ただ、例えば営業、商工業関係につきましては、一般に例えば転業だとか移転再開だとかあるいはもう転職といいましょうか、そういうことによって損害も軽減することが可能である。したがって、逸失利益は当然お支払いするにしても、ある限度というか期間があると、こういうようなことは中間指針の中に書かれております。その中で、では事故後どういった賠償をしていくかというときに、まず制度設計として、中間指針にも書いてございますけれども、いわゆる公共、先ほど申し上げました、例えばダムで村が沈むとか何かそういったものがあって土地を取り上げられるというようなケースがございます。そういうときの基準といたしまして、商工業者の場合は大体2年だということが書かれております。それをもとに、当初事故が23年に発生しておりますので、まず4年分、27年の2月までということで4年分をお支払いをしたということでございます。基本的にその制度でいきますと、2年のところその倍の4年分をお支払いしたということでございまして、そこで27年の2月まで来ましたということでございます。ですから、そこで公共の基準からいえば十分お支払いをしているであろうという、これはあくまで基準なので、制度をまず説明させていただきますけれども、ということで来ておったのですけれども、その27年のときに、いろいろそこからさらにまだまだこれ原子力の損害続いているよねと。ただ、国としても、それから2年間かけて集中的に復興支援をしていきましょうという話になりました。そうなりますと、そのときにやはり元手がないとそうは言ってもなかなかそれはできないということもございます。損害賠償というものは、基本的には損害が発生してからお支払いするというのが本来なのですけれども、そのときに2倍と。これも2年ということもありますし、2倍ということをご提案させていただいて、これも閣議決定等でそういうふうにやれというようなご指導もございまして2倍をお支払いをして、この間にいろんな政府の施策、県の施策、それからまとめてお支払いをした賠償金をお使いいただいて何とか自立をしていただく、戻ってやられる、それがあるいは移転して再開されるあるいは転職されるなら転職されるといった各人の皆様のご選択をしていただいてと。損害を軽減していただくという趣旨でこの制度をやったものでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 4番委員。

○4番（早川恒久君） 今の説明ではちょっと納得はできないのですけれども、そのダムを例にするというのはおかしな話であって、これは原発事故であって、世界に例のない初めての事故なわけです。

6年間は富岡に帰れないわけです、入れないわけです。ということは、事業もできないわけです。ただ、6年間は払うのはやっぱり当然のことだと思うのです。

私がこれ解釈するに、なぜ2倍にしたかというのは、これも文言で出ているのですけれども、将来にわたる損害を一括して賠償ということで、将来という言葉があるのです。将来ということは、何年先でも将来なわけです。だから、それを2倍分として将来分を全部賠償しますというそう解釈せざるを得ないと思うのです。

最近になって、いつだか忘れましたけれども、ダイレクトメールで超過分というのですか、損害の超過分も請求できますという何か1枚紙が来たのですけれども、あんなもの来ても何の意味かわからぬです。それで個別の事情ということで個別に連絡してくださいでは、誰も納得しないし、どうしていいのかもわからないですよね。その辺やはり個別の事情だけではなくて、ある程度形をつくっていただいて、業種もあるでしょうけれども、こういう業種の場合で例えば営業ができていないとかできているとか富岡でやっているとか富岡以外の県内とか県外でやっているとか、いろいろそのケースに合わせて賠償のある程度の形をつくっていただかないと。特に高齢者の方は、個人事業主の方どうしていいかわからないです。それを個別ということで逃げられると、もう泣き寝入りするしかないとと思うのです。やられる方はADRとか裁判とかやっていますけれども、最終的にではこの超過分というものをどうやって決めるのかもわからないので、結局は弁護士に頼むしかないわけではないですか。そうすると、弁護士と法廷で争いましょうということなると思うのです。そう解釈するしかないと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 本当に制度としてわかりにくいあるいはご説明にお伺いしていても説明がわかりにくくて大変申しわけございません。

まず済みません、さっきダムと申しましたが、わかりやすい例で言ったので、今回のこの事故はもう全然状況が違うというのは認識しております。したがいまして、ダムとかああいったところは2年と言っているところを合計で6年分と、6倍ということでお支払いしたというところもございます。

それから、超過分のお話でございます。今超過分がこの前ダイレクトメールでお送りしてわかりづらいというところがございました。これは、言ってみれば27年3月以降年度ごとに例えば損害が出てきて、その損害の合計がお支払いをした2倍分を超えた場合というそういう趣旨でございます。

あとその累計をしてくれというお話でございます。こちらもできる限りは累計化したいところはございます。例えば事故の直後は、もうこれらの事業者も全部原子力の損害をこうむって減収が生じている状態でございましたので、これはある程度わかりやすいところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 累計というか、例えばさっき業種でどうだとかこの業種はこうだとかというようなお話なのですけれども、それはこの6年7

力月たって今の状況を見ますと、例えば同じ業種の中でも例えば増収になられている方もいらっしゃれば減収が残っている方もいらっしゃると。こういったことでなかなか一律にどうこうというのが難しいところがございます。それで、そういう意味も込めて、今ご請求いただくと一軒一軒フェイス・ツー・フェイスでお話をしっかりと伺ってそこで判断をさせていただくということをさせていただいているところでございます。したがいまして、ご請求というか、ご相談でも結構でございます。こちらにご連絡をいただければこちらの人間がお伺いをしてご事情、それからその計算の方法とかそれも細かくご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど弁護士というお話出ましたけれども、皆様からいけば東電側の弁護士はしようがないだろうと、こう言われるかもしれませんけれども、私どもも社員だけの判断ではなくて、弁護士の法的な見解なんかもしっかりとそこで確認をしながら、それも被害者の方にフィードバックをしながらいろいろご請求に対応していきたいと思っておりますので、ぜひ本当に窓口にご連絡をいただいてお話を聞かせていただければと思っております。

○委員長（宇佐神幸一君） 4番委員。

○4番（早川恒久君） 納得できる答弁ではないのですけれども、やはり今もいろんなケースがあるので、そういう形をつくることはできないと言われましたけれども、ある程度のことはやっぱりできると思うのです。金額まで入れないにしても、あなたはこの部類に入るとかあなたはこの部類に入るとかその程度のことはやる気になればできると思うのです。収支が例えば営業再開している方でも利益の出ている方はもちろん出ないですし、利益が足りない方はそれなりの賠償だと思いますし、あと全然もう営業できていない方は100%なわけです。100%お支払いするのですか、それで。

ですから、そういうことも踏まえた上でやっていかないと、例えば今事業を休止した状態になっている方がたくさんいますけれども、実際にはもう廃業したいという方もいるのです。ただ、その賠償の方針が決まらないから廃業するにできない方が多いのです。ですから、例えば創業何年とか営業の年数を加味するとかのれん代みたいな形とかそういうことも考えていかないと、いつまでたっても廃業する方もずっと今のやり方では賠償請求せざるを得ないと思います。そこまでもう考える時期に私はあると思うのです。ですから、ここまで考えていただいて、あとは個別にというお話何度もありますけれども、個別というのは公表されないわけです、一切。それはやはりおかしいです。皆さんそうやって営業できていない、あとは営業利益が今震災前より下がっているという中で、ほかの方の情報も知りたいです。ですから、それも踏まえた上でできる限りのことをその形にしてもらえるように検討していただけないですか。そうしていただかないと、本当に永久的に続けます。賠償の終期というものも考える時期にあると思うのです。だから、廃業するならするあなたにはこれだけ廃業するのであればこれで納得してくださいと言えば、する方はすると思います。ここまで考えていただけないですか。皆さんそう思っています。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 今のご質問ですが、1つ、ある程度一定の方といいましょうか、同じようなケースがたくさん出てきてそういうことが可能になるというときには、それはそれでアナウンサーさせていただきたいと思っております。

個別をオープンにするということは、これはやはりできません。と申しますのは、それは個々のご事情もございます。特に営業とかでございますと営業の秘密もございますでしょうし、競争相手にいろんなことがさらされるというのも問題だと思いますので、そこはご勘弁いただきたいと思っております。

それから、例えば賠償があるから廃業するかどうかの検討ができないというのは、それは、賠償があるから続けるのだというのはそこはお支払いできないのかなと思っております。要するに、大変申しわけないですけれども、要は合理的に一般に期待される、無理という特別な努力という意味ではなくて、一般に例えば商工業者が今ここで事業ができないから次にどうしようというのは、合理的に考えられると思いますので、その中の話なので、賠償があるからどうこうと、こういう話になると、そこは一般に期待される活動とは違うのかなと思っていまして、これはお気持ちとそぐわないのも重々理解しておりますけれども、本当制度の中で精いっぱい申し上げられることでございますので、その点私は回答させていただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますでしょうか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） 今の話は、とりあえず続かないで、きょう資料に出たところで何点かお聞きしたいのですけれども、4ページ、対象となる費用なのですけれども、これ帰還を選択された場合の建てかえに限定している理由をちょっと簡潔に教えてください。

それから5ページ、具体例で出ているのですけれども、賠償可能残額というものが出てくるのですけれども、この残額の使途、使えるのはどういうときに使えるのか、そこをはっきりと具体的に教えてください。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 最初のご質問の建てかえに限定しているというか、建てかえ、戻られますので、多分住居が傷んでおりますので、それを建てかえるということでまず典型的な例として建てかえを挙げているところでございまして、結局戻りまして例えば住居に付随するようなものにお使いいただくということでこの上限の範囲内でお願いをしたいなということでございまして、全く住居と関係のないような例えば車を買うとかといったものには使えないということでございます。

[「そんなこと聞いていない。建てかえの言葉をきちんと聞いているのだから、これについて言ってください」と言う人あり]

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 済みません。建てかえと

いうものは、典型的に建てかえをしていただく。修繕でもそれは結構でございます。全部壊して建てかえろという意味ではなくて、とにかく住めるような状態にするということでございますので、典型的に建てかえだけでなくもし修繕、余り傷んでいなくて修繕で済むのであれば修繕にお使いいただくということかなと思っております。

○委員長（宇佐神幸一君）　いわき所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　2点目のご質問のその資料で言いますところの5ページの赤い字で書いてある金額のところの残額の使い道というご質問だったと思いますけれども、これにつきましても居住という前提があった上での修繕ですとか建てかえ、それからここにも別のページにも記載されてありますけれども、4ページ、居住と同一敷地内の倉庫、納屋とかそういうものに対しての使用をしていただけるという金額になっております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君）　5番委員。

○5番（遠藤一善君）　建てかえに要した解体費用ということで書いてあるのですけれども、今修繕でも構いませんと言っていますけれども、修繕のところで修繕にかかる解体費用を別枠で見ているという話は聞いたことはないし、そういう説明をそういう人が受けているということも余り聞いていないのですけれども、全て解体費用は別枠ということで今の話だといいわけですけれども、そこがぐちゃぐちゃしているのですけれども、基本的に何か新築で使う以外のもうほぼ裸にして直す人とかもいるわけで、そのときに解体の費用というものは出てくるわけで、それもきっと別枠、上限の別枠という形をとってもわないといけないのでしょうけれども、それは今の話ですとそれも上限の別枠に入っているということでいいわけですよね。

○委員長（宇佐神幸一君）　いわき所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　2ページのご説明のところで最初に先ほど私から申し上げたのですが、まず住居確保に係る費用の賠償におきましては、帰還もしくは移住というものを選択していただくという断面がますあります。そして、移住を選択された方につきましては、基本的には建てかえというものは帰還をされた方と違って発生しないと言うことになりますけれども、帰還された方はそのもともとの家を全部取り壊してから建てかえるとかそういう必要性が可能性として考えられますので、最初の選択のときに帰還を選択した方に限って別枠で解体費用が賠償をさせていただけだと、こういうことでございます。

ただし、一旦移住を選択して、そしてご事情によって2世帯に分かれて、それで両方とも居住をすると。選択としては移住なのですけれども、動きとしては戻ってくるという、いわゆる帰還といいますか、戻ってくるというときのそのときにもとのあったものを壊す費用、解体費用、これについては範囲内でお願いをしているというそういうご理解をいただければと思います。

○委員長（宇佐神幸一君）　5番委員。

○5番（遠藤一善君） 今も壊す、壊す言っていますよね。私が言ったのは、壊すということではない部分の話をしているのだけれども、そこは結局はそう答えているということは、壊す以外は出さないということだという解釈になるということなので、それはやっぱり間違っているということです。

それから、先ほどから制度とか決まりとなっているのですが、東京電力そのものはこの事故、我々を強制的に住まわせていない状況に追い込んでいる加害者であって、法的にどうのこうのではなくて、東京電力は自分の身を切って、国で認められないものは自分の身を切って賠償をするのが会社の役目であって、会社が潰れようが何しようが、維持はしていかなければいけないかもしれませんけれども、きっちと自分たちの身を切るという姿勢が全く出ていない。制度の中とかそういうことではないです。現実的に、はっきり言ってしまえば、我々のところもなかなか人が戻ってくるのが非常に遅い例えば子供がいなければできない仕事もあるし、いろんな業種もあります。だけれども、その子供が戻ってこない。子供が戻ってこないということは、親も戻ってこない。でも、そういうことがいろんなところに波及しているわけで、それができる環境になると東京電力が言うのであれば、それはそうでしょうけれども、それが自分たちすらなっていないと思っているのであれば、それは被害が続いているということだということをもう一度改めて認識をしていただきたいということと法制度の中以外のところを会社を身を切ってきっちりやる気があるのかどうかというのを最後にお聞きします。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） まさに今、私先ほども申し上げましたけれども、委員のおっしゃるとおり、今きょう損害賠償のお話ということもありますので、損害賠償につきましてはこういう制度でやっています。これは、私ども今國からお金を一時お借りをして、最終的には返すことになりますけれども、ほかの電力会社なども負担をしているということをございますので、そこはその制度の枠でできるだけ制度枠いっぱい使ってということは考えていくところでございます。

さらに、それ以上のことについては、これはもう委員のおっしゃるとおり、身を切って今やらなければいけない。まだ十分ではないとおっしゃられるところは多々あろうかと思います。ただ、私どもとしても、今いろんな部隊で例えば風評払拭のためにいろんな流通関係、小売店なんか回っているような状況を聞いたりお願いをしたりあるいは他の企業にお願いをして応援ネットワークというものをつくって購買をふやす努力をしたりとかいろいろやっております。まだまだ足りないとと思っておりますし、まだまだ被害が終わったとなんてとても思っておりません。

そういうことで、また言葉だけと叱りを頂戴するかもしれませんけれども、賠償、それからその他の活動についても身を切ってやっていくつもりでございますので、よろしくご理解をいただければと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 建てかえの件。

北瀬さん。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 濟みません。建てかえの件につきましては、最初の選択が移住か帰還かということによって異なりますというご説明を先ほど私から申し上げましたけれども、済みません、私が勘違いしていたかもしれません、委員がおっしゃっているご質問というのは、資料で言いますと5ページの例えば赤字の残額の使い道と……

[「いや、違います。4ページです。4ページの米印」と言う人あり]

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 米印というものは、この帰還を選択された場合の建てかえに要した解体費用は上限金額とは別にお支払いいたしますということですか。

[「はい」と言う人あり]

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） これはこのとおりです。

[「何回も言っているように、建てかえしか認めないんですかと先ほど質問をしましたら、リフォームもという話をしたんですが、再度建てかえという話をしていたので、建てかえにしか使えないんですねということ」と言う人あり]

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 大変申しわけございません。建てかえにしか使えないということではございません。リフォームというか、言葉別ですけれども、住居のためのその修復とか修繕についても使えると。リフォームも当然入ってくるということでございます。

申しわけございました。

[「解体の定義の解釈が違っているんです。ですから、今恐らく電力が言っているのは解体というのは全部壊して、壊すものは解体だと。5番委員が言っているのはリフォームするために一部壊すのも解体だろうと言っているのですけれども、ですからその解体の定義が解釈が違っているので、それをお話しいただければと思います」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 濟みません、1分ほど中で相談をさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 許可します。

休議します。

休議 (午前11時03分)

再開 (午前11時04分)

○委員長（宇佐神幸一君） 再開します。

近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 済みません、誤解をしておりまして。

リフォームで一部壊したりなんかするのというのは、リフォームの修繕代ということでまとめてお支払いできると考えておりましたので、建てかえのときに全部壊すのを解体と考えて書いてございまして、恐らくリフォームは解体費用ということでもし金額が出ていれば、それは当然お支払いはいたします、修繕費の中で。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 済みません、また休議します。

休議 (午前11時05分)

再開 (午前11時06分)

○委員長（宇佐神幸一君） では、再開いたします。

近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 済みません。理解が不足していたかと。要は、リフォームをしたときにリフォームで生じる解体の費用を別枠で支払えるのかと、こういうことでよろしゅうございますか。わかりました。

今までそういう例が余りなくて、リフォームという一つの請求書で来ていたと思います。その点もう一回確認をして別途後日回答ということでおよしゅうございますか。明確にそれは回答させていただきたいと思いますので、よろしいですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員、よろしいですか、それで。

○5番（遠藤一善君） はい。

○委員長（宇佐神幸一君） では、議会事務局宛てに回答お願いたします。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） ご連絡させていただきます。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございませんでしょうか。

11番委員。

○11番（渡辺三男君） 何点か質問させてもらいます。

今まで委員から質問あった内容から入らせてもらいますが、先ほど6番委員の質問の中で漁業者はまだ魚がとれない、売れない。だから、まだまだ続くような言葉が出ました。私なんか考えているの

は、漁業者だけをどうしても守らなくてはならないというのは、いろんな反抗出てきますので、そういう部分で優遇しているとしか思っていないのです。優遇してもらうというのは、非常にありがたいことなのです、富岡にも漁業者はいますから。

ただ、考えてみれば、漁業者も商工業者も同じなのです。漁業者は、魚とって売れないから震災前の3年の水揚げ高の80%を補償していますよね、今。70%ですか。80%補償していますよね。それは非常にありがたい。商工業者も全然商売にならないのです。実際富岡に戻ってきて八百屋を開こうとしても、なかなか商売にならないのが現実だと思います。そうした場合には、当然商工業者にも震災前の何%、売り上げの何%というものは、私は払わなくてはならないのだと思うのです。何でそうやって漁業と商工業とか分けてあなたらが勝手な基準をつくるのですか。現実的には、富岡町の商店街、商業を営んでいた人たち店あけて商売やっていますか。1軒商売やっています。みんな商売にならないからやっているのです。人がいないから商売にならないのです。そんなことは皆さんよくわかっていると思います。それ何でそうやって分け隔てするの。漁業者と同じく出してくれればいいでしょう。それで、漁業者の中にもこういう声聞こえるのです。船を新造船にすれば80%ですか、補助。将来的に船を持たなくなったら賠償をもらえなくなる可能性あるから、後継者はいなくても80%もらえるからつくるわ。1億円の船つくっているのです。それだけ手厚い保護してくれているのです。何で商工業者にそういう手厚い保護しないのですか。それ1点。

あとは、解体費用。居住を選択した、戻ることを選択した人、帰還することを選択した人の解体費用は別枠で見ますよと言っていますが、帰還を選択した人は別枠は大半必要ないと思うのです、私は環境省が壊してくれるわけですから。ただ、時期的に早いか遅いかで待っていられなくて壊すという人も出る可能性はありますから、必要ではないとは言わないですけれども。帰還しないでよそに移りますよと選択した場合には、解体費用は認めませんと。そうでしょう。これ早いうちに困ってしまって古いうちを買った人もいっぱいいるのです。そういう人たちが自分で解体して住宅確保損害の範囲内で解体費用を出している人もいっぱいいるのです。何でそれは認められないのですか。町内に戻らない人は解体費用は認めませんよというのは私はおかしいと思うのです。いろんなケースがあろうかと思うのです。そうした場合には、戻る人、戻らない人関係なく住宅確保損害の場合はやっぱり認めるべきだと思うのです。

あとは、今リフォームの話出ましたが、今までリノベーションの解体材、解体材すら環境省でも引き取らない、どこでも引き取らなくて、みんな実費で建築業者にお金取られているのです。この議会の委員会の中でもそういうリフォームに係るせめて解体したものくらい環境省が引き取ってくれませんかとさんざん言っているのにもかかわらず、国もそっぽ向く、東京電力もそっぽ向く。そういう実態で6年間やってきています。それで、今さらここで質問されてわからないでは済まないです。

あと賠償にマッチするかどうかわからないのですが、困難区域。困難区域の中で土地を借りている人がいっぱいいると思うのです。私も借りている部分あるのですが、そういう借りている人たちはも

う困難区域は夜の森地区の一部は戻れる可能性あっても、よその地区はもう戻れる可能性が私はないと思うのです。そうした場合に、借りている土地は原形復旧して返したいという人もいっぱいいると思うのです。そういう中で、建物が建っているとすればそこの解体はいつできるのだということ。それで、今片づけとかそういう部分やっている人もいるのですが、そこに建物建っていると。建物の解体は、東京電力は認めないと言っているのです。認めなければいつまで家賃の賠償続けていくのか。家賃の賠償を一生続けていってくれるのであれば、それは一つしようがないかなという部分もありますけれども、気持ちの問題です。自分が借りたものを東京電力が汚したのだから、東京電力の責任にしろ、金出しても貸した人も東京電力と接触しろと、俺は関係ないよと、そういうわけには私はいかないと思うのです。困難区域のことは全くさわるじまいでいますが、困難区域を今からどうするつもりなのか。除染してもとにかく戻せと、そういう意味ではないです。そういうケースの場合は、今からどうしていくのか。解体しなくてはならないものがあれば東京電力で解体してくれるのか、国と協議して国で一日も早く解体するのか、それとも自分で解体すればその費用は出しますと言うのか。私としては、富岡町民みんな同じだと思います。いつまでもこんなことをごちゃごちゃやっていられないのです。きっちりとした指針を出して、それに基づいて、個別の事情なんてそんな意味のわからないようなこと言わないでびしっと出してもらわないと我々もういつまでも前に進めないです。そういう意味で、片づくものは片づけたいという人がいっぱいいると思うのです。そういうことはどのように考えているのかお教えてください。

○委員長（宇佐神幸一君）　近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君）　最初のご質問の漁業云々というお話をございました。あくまでも私ども特に優遇をしているということはないと考えておりますて、やはりその損害の多分出し方が商工業者、農業者、個人も含めて、いろんなその損害の評価の仕方がありまして、例えば商工業者でいきますと、非常に会計整理がきっちりされて利益の水準もしっかりとわかっているところはございます。大体価格なんかもある程度一定をしていると。ただ、例えば第1产品になってきますと、価格がいろんな条件で変動したりとかそういうことがございますので、その事故直後からまた今に至るまでも大分変わってくることもございますので、そういう意味では賠償の仕方を見直してやってきているところでございます。そういう意味で、何か支援をしているとかそういうつもりは全くなくて、その賠償の評価の仕方がもしかしたらそう見えているのかもしれないなと思っているところでございますので、そこは皆さん同じと考えているところでございます。

それから、2つ目のリフォーム等の解体。これは、先ほど申し上げたように、明確にして、今までリフォームと解体というものが合体していなくて、全部壊して解体だなと考えていたものですから、そこはまた改めて明らかにさせていただきたいと思っております。

帰還困難の先ほどの土地をお借りされている。家賃というものは、その土地の所有者の方の家賃の

賠償ということでございますか。帰還困難につきましては、それぞれのいわゆる財産の賠償、これももう全部損害ということで評価をさせていただいてお支払いしている、ご請求いただければお支払いしているところでございます。例えば家賃につきまして、もともと例えば不動産業の方だとすると、これはまさに営業損害と同じような考え方になりますので、27年の3月以降将来にわたる分としてその2倍分をお支払いしているということで、その先いろんな支援策等もご利用いただきながら、どういった方向に、移転再開なのか転業なのか、そういったものをご提議、選択をしていただくというようなことでございますので、そこは同じだと思っております。

それから解体につきましては、今のところ帰還困難がどうなるかというのは私でわかりかねますので、その点はご容赦いただきたいと思います。

[「いや、いいですか」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君）　　はい。

○11番（渡辺三男君）　　違う。今中身が全然違うから。

○委員長（宇佐神幸一君）　　はい。

○11番（渡辺三男君）　　そういうことではなくて、例えば私が土地を借りているとします。そこに建物が建っていると。そうすると、地代は今払っていないけれども、東京電力が賠償しているわけだそれを不動産業ではなかった場合に10年でも20年でもその家賃を賠償していくのですか、地代を賠償していくのですかということなのです。

それで、30年、50年地代を賠償していくにしても、その上に上物が建っていれば、自分としては借りたものだから更地にして返す。一日も早く返してもうさっぱりしたいと考えた場合に、その解体はどうなるのですかと。借りているほうが解体すればその解体費用は出していただけるのですかということなのだ。あと移住を選択した人の解体費用の件も。これでは解体費用は出ないということになっているでしょう。

○委員長（宇佐神幸一君）　　近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君）　　まず、帰還困難区域に賃借物件があるという場合ですけれども、まずその賃貸借の契約がどうなっているかということで、お使いになれないような状況のままずっと家賃を払うのかどうなのかというところもございますし、どういう契約になっているかというものを一般論がわからないところございますので、それはまた個々にご相談をいただければと思っております。

それから、移住の場合のお話でございますけれども、基本的に移住されるときにその解体をせずにもう行っていただくということを前提としてこの制度をつくりましたので、帰還される場合はどうしてもそれを壊してそこに建てなければいけないので、その解体費用は必要な費用だということで見てていますけれども、移住の場合はもうそういう意味ではご移転されて新しい例えば更地におうちを建てられるということなので、解体費用は別という形で考えさせていただいたものでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） 漁業者を例に出して言いましたが、漁業であっても商工業であっても全く同じなのです。店に茶わん1個並べても絶対売れないのです、今。漁業者は、魚とあっても売れないのです。そういう意味で言うと、商売が成り立たないということで考えれば全く同じなのです。ただ同じなのに商工業者は27年2月に28年、29年分、逸失利益2年分を出して将来の損失をしますよということで、もう6年でびっちり切られたのです。それにプラスして今度農業者は3年プラスですか。あと漁業は、いつまでプラスになるか。今から永遠的にそういう賠償してもらえるのかわからぬような状況でやっていますよね。何で同じなのにそうやって違うのですか。あなたらの見方は違っていても我々の見方は全く同じなのです。そこにちょっと曇った目があるのではないのですかと。もっとも普通に考えれば、漁業権を持っている漁業者からはきちと判こをもらわないとあなたたちはにっこりもさっちもいかないような状況になる。そういう曇った目を持っているのかなと私は思うのです。それはそれで、その先のことであって、賠償はみんな一律同じなのです。漁業者も10年でも20年でも賠償するのであれば、商工業者も10年でも20年でも賠償すると。それが私は当たり前の話だと思います。

あとは困難区域の問題、今の借地している部分とか借地した部分に建物建っている部分とか、それも要はきちとした不動産営業している人から借りていれば今の言ったような逸失利益とかどうのこうのという問題になっていくのだと思いますが、個人的に借地契約結んでいる場合は、何十年でも賠償していくのですかということなのです。賠償していっていただければありがたい話ですが、私として考えるには、自分のものとして考えるには、そこで一区切りつけたいというのが借りている側の考え方だと思うのです。そうした場合には、解体して返さなくてはならないものですから、その解体費用は認めるのですかということで、先ほどまだそこまでの見解はということできょうの賠償のこの会議にはなじまないような質問していますが、そういういろんな問題が出てきています。

あなたたちは、国で決められた指針という大なたを振って回答しますが、それだけ現地を見ていないということなのです。すごい問題があるのです。そういう問題ももう早急に解決してもらわなくてはならない。解体だって国の指針かもしれないですが、考えていること逆です。町内に戻ること限定帰還を選択しないで戻ることを選択した人は、環境省が建物は壊してくれるので、大半は。もう全然壊れていなければだめですよ、それは、被害ゼロであれば。でも、ほとんどはそれに該当するのです。だから、こんなものは解体費用出してもらわなくてもいいのです。移転を選んだ人は、解体を自分でやっているケースもあるのです。だから、全く逆なのです、言っていることが。その辺どう考えますか。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 今の帰還困難につきましては、先ほども申し上げたとおりでございまして、まずはいろんな状況、確かにおっしゃるとおり十

分熟知していないところもございます。先ほどの賃貸借の話なんかも本当にきょう初めて聞いたようなお話をございますので、またこれについては後ほど明確にさせていただきたいと思いますし、今移転の解体のお話ですけれども、これも私どもの基本的な考え方としては、移転をされるので、そこを壊す必要性というものが基本的になければ壊さないので、解体費用は出ないであろうという想定のもとにこの制度といいましょうか、つくらせていただいておりますので、そういう理解でいるところでございます。

またさらに意見等、ご質問されるかもしれませんけれども、その辺を今申し上げた限りのことでのございますので、非常に今きょうは持っていないところでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 先ほど来賠償の話は賠償の話としてお伝えをいたしました。それを全部共通して東電の賠償をやっている人間たちは現場を知ってるのかと、商工業の人間にきちんと会っているのかとあるいは帰還困難区域とはどういうものだかわかっているのかと、そういうご指摘を頂戴しました。

申しわけありません。私も含めてよくよく今後も現場の様子を拝見をして勉強しながら自分の身の問題として考えられるように指導してまいります。賠償の人間たちもしっかりと現実がわかった状態でお話を伺えるようにこれは私が指導してまいります。申しわけありませんでした。

○委員長（宇佐神幸一君） 議長。

○議長（塙野芳美君） 今のやりとり聞いていて若干かみ合っていないというかはっきり答えられない部分は答えられないと言ってもらって結構だと思うのです、いや、仕方ないと思うのですけれども、幾つかあるのです。

1つは、業種ごとの賠償の年数に違いがあるのは何だということに対して明確にお答えしていないということが1つと、もう一つは、帰還困難区域の中に住んでいた人の家賃、先ほどとりあえず来年の3月で終わりということを言っていましたけれども、解除されたところはそうかもわかりませんけれども、困難区域の中の人はまだ避難指示が出ているわけです。この人の家賃の賠償していますよねそれがどうだということも明確にお答えになっていない。

それから、今度借地料の件は、借地している場合には2つなのです。その借地料がどうなるか。今後とも借地していれば東電で出すのかどうかということがはっきり答えていない。あわせてそれを例えれば返したい。そのときにそこにある建物を壊して土地を返したい。解体費用使えるの、使えないのと、はっきりしていないので、その辺ははっきり議論していただきたいと思います。

委員長からそのように。

○委員長（宇佐神幸一君） 今の4点把握されたと思いますので、はっきり明確にご回答ください。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） まず、業種によって違うというお話をですが、先ほどもご説明しました。商工業、私どもが踏まえております公共用地の取得の

基準等で商工業が2年、農林業、ここが3年とされていることもあって、将来分のお支払いということで、それも参考にして2倍、3倍。それから、漁業につきましては、全然包括的にはお支払いをしておりません。損害が発生すればお支払いするという形にしておりますので、損害が発生しなければ払っていないと、こういう形でございますので、それが根拠でございます。

それから、帰還困難区域の家賃でございます。こちらにつきましては、2年前ですか、30年の3月までということで申し上げました。そのときに帰還困難区域、その後復興拠点等もありまして、戻れるという可能性も出ております。将来的には、全部除染をするということで、いずれ戻れるということかと思っておりますが、その時点で少なくとも住居確保というもので制度をつくりまして、長期的になかなかめどが立たない場合にご移転をいただくと。そのための費用をお支払いしているところもございます。それもあります30年の3月まで家賃を負担させていただいて、その後はそういった住居確保の損害賠償をお使いいただいて新たなところでご移転いただくあるいはまたそのご移転されてその後戻られるようになればお戻りになると。こういったことにご利用いただくということで30年3月までとさせていただいたところでございます。

さっきの借地の件は、済みません、またきょう初めてでございますので、確認をさせていただきたいと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君）　解体ですね。

それにつきましても、例えば借地契約で、一般には収去して返却するということになっておるのですけれども、逆に言うと今帰還困難で、地主ももう例えば移転されるとか何とかでそこの財物の賠償がもうお済みになっているときに、あえてそれを解体する必要があるかどうかという問題もあろうかと思います。ですから、いわゆる契約の中身も確認させていただいて、例えばそれを求められているというようなことがあるのかどうなのかとかそういったご事情もしっかりと伺わせていただいて判断をさせていただきたいと思っております。

○委員長（宇佐神幸一君）　11番委員。

○11番（渡辺三男君）　全く話にならないですね。漁業者も商工業者も同じ賠償にすればいいでしょうという質問に対して、漁業者はどう見ても別枠なのです。いいか悪いかは別です。私は、商工業者に余り厳し過ぎる賠償だと思っていますので、漁業者のような賠償にして商工業者に対しても賠償して横並びだと思っていますから、これ6年で打ち切ると、極端な話6年で打ち切りです、逸失利益。だから、6年で打ち切って7年目に入って7年目の4月1日に富岡町は解除したわけです。解除して4月2日から八百屋さん始まって売れますかということなのです。売れないでしょう。その実態は明らかでしょう。そうすれば同じ賠償をしなくてはならないでしょう。まだ逸失利益1年延ばし、また来年もだめだったらまた1年延ばしでもいいですから、それは延ばすのが私は当然だと思います。ぜひそのようにやってください。

あとは、困難区域の借地している部分に上物が建っていると。持ち主は、返してくださいよとは要求はしないと思います、家賃の賠償いただいていると思いますので。だけれども、借りているほうとしては、原形復旧して返さなくてはならないです。原形復旧は、借りている側に責任あるのです。そうすれば、解体して返してもうその問題は頭から取り除きたいというのが普通でしょう。貸し主が返してくれと要求しないからそのまままでいいでしょうと。そんな理論ありますか。私はないと思います。

だから、あなたたちは、全て避難民の気持ちをわかっていないと。別にまだお金欲しいから下さいどうのこうのと言っているのではないです。もうこういう問題に終止符を打ちたいと。終止符を打つには、そういう問題を自分で全部解決しないと終止符は打てないです。電力が借りている人の身になって、そういうものは全部原形復旧するという約束のもとで東京電力が全部もう責任持ちますからと言うのであればそれはそれでお渡しますからいいのですけれども、その辺なのです。余り困難区域はどうせ誰も入っていけない、いつ解除になるかわからないからそっちの問題は後回しだという考え方なのだと思うのだけれども、やっぱりそういう問題がもう出てきているのです、現実に。だから、遅いのです、あなたたちの考えていることは。どうですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 重ねてご指摘いただきました。申しわけありませんでした。

帰還困難区域のことについて、今お答えが私の目から見てもかみ合っておりませんでした。申しわけありませんでした。先ほどの解体の話とあわせてもう一度中できちんと話をして、帰還困難区域の中のその土地とか賃借であった場合とか解体の扱いとかについて後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

かみ合わずに済みませんでした。

[「3回やりましたけど、もう一回やらせてください」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君） どうぞ、11番委員。

○11番（渡辺三男君） 正直言いますと、今帰還困難区域の中で借地している物件、4件。私が紹介した会社で東京電力と折衝しながら、これやっていいですか、あれやっていいですかと言って全部片づけているのです。それで、最後にぶつかってきたことがその片づけてもらっているというのは、もう返してさっぱりしたいという気持ちでやっているのです。それで、その片づけ費用でも何でも東京電力で出しているのです、この代行している会社に。それで、最終的に今度解体、今までいろいろ議論していた中で最終的に返ってきた答えが原形復旧は東京電力の責任ではありませんと、こういう回答来了のです。あなたたちわからないのですか。我々にそういう回答来ているのです。何で原形復旧の責任ないのですか。確かに地震でも壊れました。だけれども、使えなくなったり、土地を使えなくな

った、建物使えなくなつた、その場所に入れなくなつたというのは何ですか。放射能でしょう。何で東京電力に原形復旧の責任ないのですか。あなた方はそれがわからないのですか。おかしいでしょう。そんなのでは幾ら議論しても議論なんか成り立たないでしょう。そういうことやっていることすらわからないでしょう。私は理解できません。どう思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 本当にかみ合いませんで重ねておわび申し上げます。

帰還困難区域の中のその借地とかそういった問題については、先ほどお答えしたとおりきちんと中で頭の整理をして明確に後日お答えをしたいと思います。

それから、今4件とおっしゃいましたけれども、具体的な事例があればそれはそれで個別にこちらでまた担当者をまた選び直してご説明に上がらせたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにござりますか。ほかに受けます。ござりますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 質問ではなくて、先ほどからのその答弁で本当に本社で賠償の責任やっていいる、責任者をやっている人なのかなと疑問を感じたので、後で文書で回答する中に先ほどから質問あったように商工業と農林と漁業と、漁業の場合にはトリチウムの海洋放出とかいろいろ東電は思惑はあると思うので、そういった考え方から甘いのかなと私は勝手に思ってしまっているのだけれども何で違うのか、その辺も文章の中に入れてください。後で何件か書面で回答する中に何で賠償に差があるのか、これも入れてください。

回答が公共事業での営業損害2年、3年とかとおっしゃっていますけれども、29年2月で2年分、将来2年分、ここから3年分だから、農林は5年分もらったと同じなのだ。何かかみ合っていないから、その辺本当の賠償の責任者としてわかっているのかどうか。現場もわかっていないし、疑問あるので、きっちり後で代表申しわけないけれども、書面で回答してください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 承りました。

事務局様ともよく相談の上きちんと文書で回答したいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君） なしという発言が出ましたので、付議事件1を終了いたします。

また、なお先ほど出ましたが、委員長より問題点または未回答につきましては、この終了時から1

力月以内に議会にご提出を願いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君）では、委員会にご提出をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で付議事件1を終わります。

次に、付議事件2、その他に移りますが、先ほど賠償等やりましたので、今回復興本社から来ておりますので、復興本社等に話すことがございましたらその他で受け付けますし、どうでしょうか。委員の方からございますでしょうか。

10番委員。

○10番（高橋 実君）付議事件1にちょっと関連、リンクすると思うのだけれども、この補償の部分で品川の立ち位置、いわきならいわきの担当の人が被災者のところ回って云々かんぬんで詰めたものを必ず品川に送って、そっちから決定をもらわないと決まらないということで、今すったもんだしているのだけれども、4ヶ月も5ヶ月も放置されている。品川は、どういう立ち位置でどれだけの権限あるのか。

そして、いわき相談室の職員がどれだけの権限あるのか。結局権限なくてお伺い立てる、郵便配達みたいなのは日数がかかるし、どこに決定権持っているのだと全然わからない。困ると品川、品川としか言わないので。この立ち位置はどのようにになっているのか。

それと、第二原発の廃炉はどこまで東京電力として進んでいるのか、東京電力として、国としてでなくて。どう考えているのか。

この2点。

○委員長（宇佐神幸一君）近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君）どうもご質問ありがとうございます。

いろいろ手続がおくれている面大変申しわけございません。今品川というのは、東京の有明というところに私どもの部署がありまして、こちらのいわきの補償センターもそれから有明のほかの補償推進ユニットというものがございますが、これも全部私が統括しているところでございます。こちらのいわきの窓口は、いろいろとご請求の中身、まず請求書の書き方とかをいろいろご説明をしたり、またいろいろなご事情をお伺いをすると。そういうものをいわゆる有明に送ります。有明は、いろいろいただいた証票とか請求内容をチェックをしてお金を計算をして、それで合意書の取り交わしをしてそこでお金を振り込むというような、こういった仕事を分担してやっております。いわゆる福島原子力補償相談室というものは、これは一体でございまして、福島にもございます。それから、例えば茨城とかにもございます。東京にもございます。いろいろあります、これが全部一体となっておりま

して、私がそこの統括をしていると。こういうような位置づけでございまして、最終的に支払いの権限というものは最終的には私にありますし、これが金額ごとに、会社は組織ですから役割に応じて権限移譲はしておりますけれども、基本的にはそういった仕組みになっておりまして、私自身は今福島市にいると、こんなような仕組みでございます。

賠償は以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 2つ目の福島第二の廃炉についてどうなのだというご質問にお答えをいたします。

最初に結論だけ申し上げますと、大変時間がかかるておりますが、いまだに検討中ですというのがお答えになってしまいます。

もう少し具体的に申し上げます。この夏に社長の小早川としても各地をずっと回らせていただきました。福島県知事、議会、富岡町を含めて地域も回らせていただきました。その後も小早川も何度も時間のある限り足を運んでおりまして、その都度福島第二の件については重ね重ね小早川の耳にも直接入っております。小早川自身が本社の中に委員会を立てまして検討を具体的にしているのは事実でございますが、まだ結論に至っておりません。

その検討でございますけれども、エネルギー全般と私たちの発電する機器たち全部、水力から火力から、その火力の中でも石炭とかLNGとかそういうものを全部並べて私たちが今後電力供給としてどういうラインナップでやっていくべきかということを検討するのと並行いたしまして、本当に重ね重ねですけれども、県議会初め、各議会からも決議をいただき、また廃炉を求める声をきちんといただいているということを兼ね合わせて今検討しているという最中でございます。まだ結論は出でおりませんが、結論が出ましたらきちんとご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員。

○10番（高橋 実君） ちなみに、第二の廃炉の協議中だという話は聞いたのだけれども、具体的にどこまで進んでいるのかわかる範囲内で教えて。

あと有明の件、近藤さんが一番てっはに立っているのならばこっち側で関係するものはあなたが総責任だからあなたが一番悪いということだろうから、現状をよく見て適切にやってくれ。それでないと金額も何も決まらないと前に進まないのだ。あなたの部下の能力がないのかあなたがないのかわからないけれども、この2点。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 福島第二の件でございますけれども、どこまで進んだかというのは、申しわけありません、お答えが難しいです。廃炉を求める声は大変に強く、またそれは直接小早川もきちんとそれを受けとめてあるいは川村

も同じでございました。その上できちんと検討をしろというそういう命令のもとに委員会の中で検討している。

検討の内容というものは先ほど言った電源を全部分析したり、クリーンエネルギー政策とそれから何よりも地元からどれだけの声があるかということを兼ね合わせてということございます。検討中ということで申しわけありません。

2つ目の今後に対する質問についても、私にお答えをさせてください。時間が大変かかっており、また全然前にも進まないというお話を承りました。近藤が今受けとめてしっかりとやっていますけれども、究極は私の責任と思っております。きちんとうまくいくように私もきちんと見てまいります。申しわけありません。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員。

○10番（高橋 実君） ちなみに、第二原発廃炉にしたときの東京電力としての固定資産関係、何千億円だか何兆円だかの損失出ると思うのだけれども、大体概算的にあそこ廃炉にしたときどれだけの損害出るの。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 私自身今正確な数字持ち合っていないこととこうした数字について公表ができるものかどうかも含めて持ち帰らせていただきたいと思います。必要であれば次回の原子力の特別委員会の中でお話をしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） きょうは、せっかく本社から賠償の責任者が来ているので、今回住居確保に係る費用の賠償についてということで、これ漫画絵で説明してもらっているのですけれども、できれば私前回本部長にお願いしたのは、商工業者なんかもうお客様がいない、例えば従業員さんがいない。心の中ではもう一度やりたいのだけれども、できないという人もいっぱいいるわけだ。そういうたらもう廃業を選択せざるを得ない人なんかには、社長が言っている被害が続く限りと言っている言葉ではどういう賠償があるのか。こういった漫画絵でもいいですからつくってきてわかりやすく説明してもらいたいのです。立ち上がった人は、単年度の会計年度で震災前にしようとしたばそれを見ますよとか立ち上がれない人はどうなのだと、そういったものが全然見えてこないから。将来はこうしますよと、こういう賠償の仕方をしますよと、そういったものを示してもらいたいのです。そういうたらことお願いできますか。

○委員長（宇佐神幸一君） 近藤室長。

○執行役員福島復興本社福島本部福島原子力補償相談室長（近藤通隆君） 本当にわかりにくい資料

ばかりで申しわけございません。いろいろと工夫はしていきたいと思っております。また、いろいろご意見も聞きながら、また今まで伺ったご意見もちょっと反映してわかりやすい資料並びに説明に努めてまいりたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） なしという委員の発言が出ましたので、それとともに本日は町長初め、町執行部の方々もご臨席いただいておりますので、町でその他等ありましたら受けますが。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 執行部もなしということで、これで付議事件2を終了いたします。

では、これで原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 （午前11時50分）